

住宅の耐震化を支援します

平成12年5月31日以前に着工された木造住宅の耐震化を積極的に進めています。

耐震診断

現地調査と結果報告

自己負担額 3000円

補強計画

補強計画と概算費用の提示

自己負担額 6000円

耐震診断で、評点1・0未満と判定された住宅の耐震化支援は次のとおりです。

耐震改修支援事業

改修後の評点を1・0以上とする工事費の一部(上限100万円)を補助します。

住まいの安全・安心なリフォーム支援事業

次の①②③の工事費の一部(最大60万円)を補助します。

①改修後の評点を向上させる工事
②耐震シェルターや耐震ベッドを設置する工事
③①または②に相当する工事

耐震シェルター設置支援事業

耐震シェルター(県が認定しているもの)の設置費の一部(上限80万円)を補助します。

住宅リフォームの費用を補助します

申請時に、建築後5年以上経過した居住する住宅で、市内に本店がある建設業者に依頼して行う工事費の一部(上限20万円)を補助します。
予定戸数等 予定戸数80戸で受付は先着順とし、予定戸数に達し次第終了します。

危険な空き家の除却を支援します

現在使用されておらず、今後も使用される見込みのない住宅(木造または鉄骨造)の解体・除却費の一部(上限80万円)を補助します。

事前調査の申込み 補助金交付の申請を希望される方は、事前調査の申込みをしてください。住宅の不良度等現地確認を行い、危険性の高い順に決定し、本申請をしていただきます。

事前調査の申込期間 5月1日(火)～31日(木)(土、日、祝日を除く)

本申請予定戸数 7戸程度

※各支援事業については、要件等がありますので、くわしくは、市ホームページをご覧ください。お問い合わせは、

住宅・建築課 (☎22-3431)へ

阿南市人権教育協議会総会を開催します

阿南市人権教育協議会では、市民一人ひとりの立場に立つて、人権尊重を柱にさまざまな人権問題の解決に向け、取り組んでいます。2018年度総会を次のとおり開催しますので、ご参加ください。

日時 5月31日(木) 午後1時30分～受付 2時開会

場所 文化会館1階 視聴覚室 ※手話通訳あり

問い合わせは 阿南市人権教育協議会事務局 (☎22-13392)へ

6月1日は

「人権擁護委員の日」

地域住民の身近な相談相手として、人権擁護委員が委嘱され、各市町村で活動しています。本市では16人が活動しています。人権擁護委員法が施行された6月1日を「人権擁護委員の日」と定め、人権

擁護委員が住民の皆さんの相談に応じるために、各市町村に配置されていることをお知らせするとともに、「人権尊重」の大切さを呼びかける日としています。本市では、次のとおり特設人権相談所を開設します。秘密は固く守られますので、ご相談ください。
日時 6月1日(金) 午前10時～正午
場所 ひまわり会館
問い合わせは 人権・男女参画課 (☎22-3094)へ

自主防災組織を支援します

自主防災組織設立支援

住民同士が救出・救援、初期消火等を行う自主防災組織を設立した場合、次の防災備品を支給します。組織設立の手続きなど、お気軽にご相談ください。

- ・ヘルメット (1世帯に1個)
- ・電気メガホン (およそ30世帯に1個)
- ・信号灯 (およそ30世帯に2本)

自主防災組織の活動補助

住民参加による自主防災活動を推進し、地域の自発的な自主防災組織の活動を円滑に行うため、自主防災組織が実施する防災活動、防災訓練、防災研修等に要する事業経費に対して、加入世帯に応じた額を限度に補助金を交付します。

加入世帯数 (平成30年4月1日現在)	補助額
100世帯未満	5,000円
100以上300世帯未満	10,000円
300以上500世帯未満	15,000円
500以上1,000世帯未満	20,000円
1,000世帯以上	50,000円

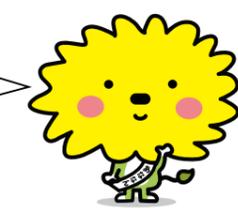
申込方法 防災活動等を実施する予定日の2週間前までに、所定の申請書に必要書類を添付してお申し込みください。申請書は、市ホームページからもダウンロードできます。

避難路・避難場所整備に係る原材料等支給

地震・津波等災害時の避難路または避難場所を自主防災組織等がその労力で整備する場合において、当該工事に要する原材料および一般建設機械等の借上げ料(オペレーター料、燃料代を除く)を支給します。

申込方法 危機管理課にご相談いただき、所定の申込書に必要書類を添付してお申し込みください。

問い合わせは 危機管理課 (☎22-9191)へ



基準額が
月額5,983円
になります

平成30年度～32年度

65歳以上の方（第1号被保険者）の 介護保険料が変わります

◎平成30年度から32年度の第1号被保険者（65歳以上の方）の保険料は次のとおりです。

段階	対象者	算定割合 (基準保険料×)	年額保険料 (単位：円)	(参考) 月額保険料 (単位：円)
第1段階	・生活保護を受給している方 ・高齢福祉年金の受給者で世帯全員が市民税非課税の方 ・世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	0.45	32,300	2,691
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円超120万円以下の方	0.7	50,200	4,183
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円超の方	0.75	53,800	4,483
第4段階	市民税非課税の方（同じ世帯内に市民税課税の方がいる場合）かつ前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	0.9	64,600	5,383
第5段階	市民税非課税の方（同じ世帯内に市民税課税の方がいる場合）かつ前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円超の方	基準保険料	71,800	5,983
第6段階	市民税課税の方で、前年の合計所得金額が120万円未満	1.15	82,500	6,875
第7段階	市民税課税の方で、前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満	1.25	89,700	7,475
第8段階	市民税課税の方で、前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満	1.5	107,700	8,975
第9段階	市民税課税の方で、前年の合計所得金額が300万円以上500万円未満	1.65	118,400	9,866
第10段階	市民税課税の方で、前年の合計所得金額が500万円以上	1.75	125,600	10,466

【主な変更点】

- ・月額基準額（第5段階）を5,250円から5,983円に改定します。
- ・第7段階と第8段階の境界所得である基準所得金額を変更します。（190万円→200万円）
- ・第8段階と第9段階の境界所得である基準所得金額を変更します。（290万円→300万円）

阿南市の介護保険料につきましては、昨今の高齢者を取り巻く社会情勢に配慮し、阿南市独自の施策を講じ、保険料の上昇を極力抑えることといたしておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

問い合わせは 介護・ながいき課（☎22-1793）へ

Jアラートによる 情報伝達試験を実施

全国瞬時警報システム（Jアラート）を利用した全国一斉情報伝達試験（第1回）が、次の日程で実施されます。
本市では、これに併せて、防災行政無線とケーブルテレビの自主放送チャンネルでの試験放送および登録制メールによる試験配信を行いますので、ご協力ください。
日時 5月16日(水) 午前11時頃
※気象・地震活動の状況等によって中止することがあります。
問い合わせ先 危機管理課（☎22-9191）へ

阿南市身体障害者連合会 定期総会・体育大会への 参加について

日時 5月26日(土) 午前10時～
場所 スポーツ総合センター
参加できる方 ▼市内に在住で障害者手帳の交付を受けている方 ▼大会に賛同される市民の方
※事前に申込みが必要です。大会参加費として500円と、体育館シューズをご用意ください。
※身体障害者連合会の方は、

年会費1000円を納入してください。
申込締切日 5月14日(月)
問い合わせ先 社会福祉協議会（☎23-7288）へ

農用地区域の変更申請 （除外・編入）はお早めに

市では、農業振興地域整備計画により指定された「農用地区域」の平成30年度前期の変更申請を受け付けています。申請をされる方は、申請書（農林水産課備え付け）に必要書類等を添えて提出してください。
受付期間 5月1日(火)～31日(木)
提出・問い合わせ先 農林水産課企画係（☎22-1598）へ

市の花「ひまわり」を 咲かせましょう

真夏の空に向かって明るく力強く伸びる花「ひまわり」を咲かせ、まちを彩りましょう。
種子の配布場所 市役所1階案内および企画政策課、各支所、各住民センター、各公民館
問い合わせ先 企画政策課（☎22-3429）へ

あなんテレワーク推進センター イベント情報！



女性の活躍推進に向けて「あなんテレワーク推進センター」では毎月楽しいイベントを開催しています。ぜひご参加ください！
日程
▶5月11日(金) パソコン・インターネットの基礎を学ぼう
▶5月23日(水) Googleの便利な機能を学ぼう
※Googleアカウントが必要です。取得方法がわからない方はお申し込みの際にお伝えください。
時間 10:30～12:00（1時間30分）
対象・定員 市内在住の女性、各8人程度
場所 牛岐城趾公園管理事務所2階（富岡町トノ町24番地21）
※こちらにお越しの際は市役所の駐車場をご利用いただきますようお願いいたします。
持参物 パソコン（2台までレンタルパソコンがあります）
参加費 無料
申込方法 電話、ファクス、メールで、氏名、年齢、電話番号、希望日、お子さま連れの場合はお子さまの年齢、レンタルパソコンが必要な方はその旨をご記入の上、お申し込みください。
問い合わせ先 あなんテレワーク推進センター（テレワークひろば）（☎・FAX24-8009）へ
e-mail:anan@child-rin-tokushima.com
※月、水、金曜日（祝日除く）10:00～15:00

人権施策推進審議会 「公募委員」を募集

本市では、同和問題をはじめとするさまざまな人権問題の解決のため、心豊かに安心して暮らせる人権尊重のまちづくりの実現に向けて、積極的に取り組んでいます。
このたび阿南市人権施策推進審議会を開催するにあたり、新たに公募委員を募集します。
応募資格 次の要件すべてに該当する方
▶市内在住の18歳以上（平成30年4月1日現在）の方
▶阿南市の人権尊重のまちづくりの推進について関心のある方
▶平日の会議（年4回程度）に出席できる方
▶国および地方公共団体の議員、常勤の公務員でない方
募集人員 2人
任期 平成30年6月1日から2年間（予定）
応募方法 所定の応募用紙（人権・男女参画課備え付けまたは市ホームページ掲載）に必要事項を記入し、「阿南市における人権が尊重されるまちづくりの推進に対する考え及び応募の動機」（様式自由800字程度）を添付の上、人権・男女参画課まで提出してください。郵送、ファクス、メールでも受け付けます。なお、応募書類については返却しませんのでご了承ください。
募集期間 5月1日(火)～15日(水) 17:00必着
提出先・問い合わせ先 〒774-8501 富岡町トノ町12番地3 人権・男女参画課（☎22-3094・FAX22-4785）へ
e-mail: jinken@anan.i-tokushima.jp

ハンセン病回復者一泊里帰り・交流会

ハンセン病回復者（療養所入所者）の里帰りの機会にハンセン病への正しい理解、偏見・差別の解消を目的に、交流会を開催しますので、多数ご参加ください。

日時 5月30日(水) 13:30～15:30

場所 ひまわり会館2階 ふれあいホール

内容 回復者による体験談、質疑応答、意見交換等

主催 徳島県、徳島県ハンセン病支援協会、阿南市

※入場無料

問い合わせ先 人権・男女参画課（☎22-3094）へ

行政相談委員が委嘱されました

本市担当の行政相談委員 中山瑞穂さんの退任に伴い、4月1日付けで、坂東孝代さんが新たに総務大臣から行政相談委員に委嘱されましたのでお知らせします。

国、独立行政法人等の仕事について、「苦情がある、困っている、こうしてほしい、国・独立行政法人等の説明や対応に納得がいかない、どこに相談してよいか分からない、制度の仕組みが分からない」など、行政相談委員へお気軽にご相談ください。



行政相談委員 坂東孝代さん（見能林町）

【定例行政相談所のご案内】

開設日時 第2・第4火曜日 9:30～11:30

開設場所 市役所1階 相談室



「阿南市民の歌」収録 CD・DVDの貸出し

「阿南市民の歌」は、昭和41年に、伸びゆく阿南市にふさわしい歌として誕生しました。古き良き時代のまちの姿を今に伝える「阿南市民の歌」が、市民の皆さんに親しみを持って愛唱されることを願い、普及に取り組んでいます。

この度、「阿南市民の歌」を収録したCD およびDVDを作成しましたので、次のとおり無料で貸し出します。どうぞご利用ください。

貸出本数 お一人さま各1枚

貸出期間 1回につき1週間

申込方法 企画政策課にご連絡ください。

貸出場所 企画政策課または各公民館

問い合わせ先 企画政策課（☎22-3429）へ



YouTubeや
ケーブルテレビ
で配信中

マイナンバーカードを使って

児童手当の現況届は、オンラインで!



マイナンバーカードを使えば、子育てに関する手続きもご自宅で、スマートに。

“マイナンバーカード”の申請は簡単。パソコンやスマホから無料でできます。



カードの
申請は



QRコード



〈郵送で〉



〈パソコンで〉



〈スマホで〉



〈証明写真機で〉※



※機器の対応をご確認ください。

オンライン申請

役所まで出向かなくても、申請ができます!

＜オンライン申請ができる手続きの例＞

- 児童手当の手続
- 保育所の入所申請
- 児童扶養手当の現況届の事前送信
※全部停止の方のみ。平成30年7月開始予定
- 妊娠の届出 など

スマホから



マイナンバーカードを使って
オンライン申請

パソコンから



書類の添付は
写真画像でも
OK



市区町村へ

※オンライン申請には、マイナンバーカードが必要な手続きがあります。ご利用には、マイナンバーカードに対応するICカードリーダーまたは対応スマートフォンが必要です。